

3-5 フットケアについて

フットケアプログラムに関する主な評価・意見等は、次のとおり。

○対象者の絞り込みや他のプログラムとの平行実施、専門指導者の確保などの課題が挙げられた。

(1) 対象者について

- ・フットケアの高リスク者は、要介護認定の軽度者よりも重度者に多い。(埼玉県和光市)
- ・軽度認定者で自分の爪が切れないという要件は広いので、もっと絞り込んだ方がよい。(京都府加茂町)

(2) プログラムの内容について

- ・フットケアについては、筋力向上とリンクして実施することが必要。(埼玉県和光市)

(3) 効果測定の方法について

- ・フットケア問診票は事後調査には用いてもあまり意味がない。(京都府加茂町)

(4) 効果について

- ・閉じこもり予防、フットケア、口腔ケアを同一対象者について実施。10m最大歩行測定結果の比較において明らかに改善が見られた対象者がいた。(京都府加茂町)

(5) モデル事業の一般化について

- ・デイサービスや施設などのサービスのメニューとして検討する必要性を感じた。より身近なところでサービスを受けられる体制が望ましい。(茨城県水戸市)
- ・ケアを施すことのできる施術者の養成が必要。(茨城県水戸市)
- ・フットケアの必要性がある人にサービスを受けてもらえるように対応できるスタッフの育成が必要。(埼玉県和光市)
- ・送迎体制の確保が必要。(埼玉県和光市)
- ・フットケアは専門性が高く、事業実施体制を確立するのは困難ではと感じた。医療的な知識がないと状態を悪化させたり、的確な判断が行えないため事故に結びつく可能性がある。送迎サービスを併せて検討しなければならない。(京都府加茂町)

(6) プログラム終了後の取組みについて

- ・自主グループの運営管理のお手伝い、在宅に出張できるボランティアが必要。(埼玉県和光市)